

國 宝 円文螺鉗鏡鞍 一具

日本風俗史学会会員 齋藤慎一
前青梅市文化財保護審議会会長

「円文螺鉗鏡鞍一具」は大正七年（一九一八）四月八日、古社寺保存法により国宝に、戦後は昭和三二年（一九五七）一月一九日、文化財保護法で新しく国宝の指定を受けた名品です。特に「一具」とあるのは、「鞍一背・轡一口・鐙一双・鞍一具」と指定書にある通り付属具共に一揃いということです。

現在国指定の中世鞍で一具の例はなく、その上に、中世鞍で最も式をもち、さらに螺鉗と鏡鞍という豪華な加飾をもつ例なのです。



正面、前輪部分。
左右に鏡鞍が残る。



居木の裏面（馬膚）の右半分。淹口はあとから工作したので肌色が新しい。

後輪の腰の豊かな張りと開いた足（爪先）鏡鞍は欠失。古様な一孔式である。

前輪と後輪と居木の重厚な造形。夜光貝螺鉗の精巧緻密な意匠。

吉という人の奔走で町内の寺院に寄附された（金井家文書）そうです。この時、大般若経などの刊記や奥書の部分を神主が急いで切り取って保存または記録したのです（共に金井家文書）。名族安達氏奉納の神馬の馬具と安達氏の寺で刊行の六百巻の経巻が毎年祭祀に供奉していたのです。中世の御嶽と鎌倉との関係を知る貴重な資料です。

この中世の豪華な鞍には、これも指定の中世鞍には残っていない実際使用の痕跡を細部の付属具にそのままに残しています。鞍の裏面の馬膚（の本地に漆で貼り付けた麻布の残り、力革通しの穴に沿つて側面にあとから彫り込んだ淹口）という溝。淹口という部分は御嶽のような古い中世鞍にはないので、あとからの工作と考えられます。前輪・後輪につく鏡鞍（後輪は片方のみ残る）、銀銅の金物（後輪のみ残る）など要所の付属具まで残る唯一の中世鞍です。また鏡の内側の踏込（足を踏む部分）の爪先が当たる部分は朱漆が剥げて生き生きとした文化財です。

さて現在、御嶽山にのこる最古の神宝目録は『享保四年（一七一九）

六月二八日、武州御嶽藏王 権現内陣神宝目録（下書）

（黒田家文書）で神主大原左衛門と當前（当番）名主（黒田）内膳が寺社奉行に答申した目録です。一項目の「奥之院御太刀（「權現の太刀」）（現重要文化財）につづき、一領の大鎧で、四項目が螺旋鏡鞍で「金の張り鞍・鐙」。先年（以前）より（藏王）權現御召。壱口大中臣国兼縁起」（金井家文書）に伝説となつて、安永七年（一七七八）三月一五日、大宮司から寺社奉行の拠つたもので、やがて四条天皇寄進されています。年代は「建長八年（一二二五六）より有之由申伝候。もつとも証拠は御座無候」とあります。藏王權現の乗る御神馬の馬具、また鏡鞍の形状、年代まで伝えています。年代は「建長八年二月三月一五日、大宮司から寺社奉行の傳説となつて、安永七年（一七七八）享保一二年（一七二七）に、一月一日から二月二三日までの一ヶ月半も城中に馬具だけをとどめて（金井家文書）吟味し、当時の權威であつた鞍鎧の辻山城、鍛鉄の明珍式部宗察の二人に鑑識させた記事を引用し、其に「古代」の製作で「厚貝鏡鞍」、

「円文螺鉗鏡鞍一具」は、中世馬具の名品としていろいろな視点から観察・鑑賞できる文化財です。

本号は特に昭和六〇年（一九五五年）に発足して二〇年間、法政大学と青梅市の協同作業の「武藏御嶽神社古文書学術調査」の終了にちなみ、市民も参加した調査活動の成果である四万五千点の古文書の中から翻刻刊行された文書を選び引用して、国宝の馬具について解説してみました。

執筆にあたり恩師山岸素夫先生門下の友人である西岡丈夫氏、寺本靖氏また古馬術の菅野茂雄氏の学恩、協力を得ました。写真撮影は青梅市郷土博物館旧学芸員、伊藤博司氏の奔走です。

「円文螺鉗鏡鞍一具」は、中世馬具の名品としていろいろな視点から観察・鑑賞できる文化財です。

本号は特に昭和六〇年（一九五五年）に発足して二〇年間、法政大学と青梅市の協同作業の「武藏御嶽神社古文書学術調査」の終了にちなみ、市民も参加した調査活動の成果である四万五千点の古文書の中から翻刻刊行された文書を選び引用して、国宝の馬具について解説してみ

ました。

「円文螺鉗鏡鞍一具」は、中世馬具の名品としていろいろな視点から観察・鑑賞できる文化財です。

本号は特に昭和六〇年（一九五五年）に発足して二〇年間、法政大学と青梅市の協同作業の「武藏御嶽神社古文書学術調査」の終了にちなみ、市民も参加した調査活動の成果である四万五千点の古文書の中から翻刻刊行された文書